

桑名市教育委員会事務局内部組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞 毅

桑名市教育委員会規則第2号

桑名市教育委員会事務局内部組織規則等の一部を改正する規則

(桑名市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正)

第1条 桑名市教育委員会事務局内部組織規則(平成16年桑名市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2学校支援課の項第1号中「及び幼稚園児の入園」を削り、同項第2号中「及び園児」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

(桑名市社会教育委員の会議規則の一部改正)

第2条 桑名市社会教育委員の会議規則(平成16年桑名市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課」を「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課」に改める。

(桑名市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 桑名市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成27年桑名市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育委員に関する事。 社会教育に関する諸施策の企画及び調査研究に関する事。 社会教育関係団体に関する事。 社会教育施設の設置及び運営管理に関する事。 生涯学習の振興に関する事。 青少年の健全育成に関する事。 青少年団体の指導育成に関する事。 青少年対策に関する事。 青少年の非行等防止に関する事。 青少年補導関係機関及び団体等との連絡協調に関する事。	市民環境部長、市民環境部地域コミュニティ局長及び市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課の職員
生涯学習の振興に関する事。	市民環境部地域コミュニティ局地域コミュニティ課の職員
ながしま遊館に関する事。	市民環境部長、市民環境部地域コミュニティ局長、市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課の職員及びながしま遊館事務局の職員
文化施設の設置及び運営管理に関する事。 文化財(埋蔵文化財を含む。)の調査、保護及び活用に関する事。 文化財保護審議会に関する事。	産業振興部長、産業振興部次長及び産業振興部観光課の職員
学校体育施設等開放事業に関する事。	市民環境部長、市民環境部地域コミュニティ局長及び市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課の職員
公立幼稚園児の入園に関する事。 公立幼稚園児の転退園に関する事。 幼稚園教職員の任免その他人事に関する事。 幼児教育の指導及び助言に関する事。	保健福祉部長、子ども未来部長、保健福祉部次長及び子ども未来部幼保支援課の職員

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。